

事務分担(主な論点)

平成25年4月26日
大阪府市大都市局 提出

(目 次)

	ページ
1 事務分担(主な論点)の協議について……………	1
2 各事務事業項目について	
児童相談所……………	児 - 1
義務教育(小中学校の設置管理)……………	義 - 1
都市計画……………	都 - 1
下水道……………	下 - 1
消防……………	消 - 1
保健所・保健センター……………	保 - 1
国民健康保険……………	国 - 1
生活保護……………	生 - 1

1 事務分担(主な論点)の協議について

事務分担（主な論点）の協議について

- 現在、大阪府市大都市局において、約 2 1 0 0 の事務事業の仕分けを行っており、今後、財源配分、財政調整、職員体制等とパッケージで制度設計を進めていく予定である。
- 具体の作業を進めていくには、
 - ・ 広域自治体と基礎自治体の役割分担の基本的な考え方
 - ・ 事務分担に伴う効果と課題などを的確に把握することが必要である。
- このため、広域自治体と基礎自治体の事務分担を考えるうえで、大きな論点があると考えられる項目について、先行的にご議論いただくことにより、今後、作業を進めるための基本的な考え方や視点、課題などを明確化することを目的とするもの。

- 権限移譲などについて国で議論がなされているもの
- 通常は市町村事務だが、特例により特別区ではなく東京都が担っているもの
- 大阪市で特色ある取り組みがなされているものや、大阪として課題のあるもの



上記から大都市局の責任で 8 事務事業を抽出

権限移譲などについて国で議論がなされているもの	
中核市への権限移譲の議論（現在は政令市権限）	児童相談所
教職員人事権の中核市への権限移譲の議論 （現在は政令市権限）	義務教育（小中学校）
通常は市町村事務だが、特例により特別区でなく東京都が担っているもの	
都市としての一体性・統一性を確保する観点から、 東京都が一体的に処理	都市計画
	下水道
	消防
大阪市で特色ある取り組みがなされているものや、 大阪として課題のあるもの	保健所 保健センタ - 含む
	国民健康保険
	生活保護

資料の位置づけについて

- 大都市局の責任で資料作成。あくまで協議のためのたたき台の位置づけ。
- 今後、方向性を確定していくには、事務分担に関連する財源配分、財政調整、職員体制等とあわせてパッケージで検討していく必要。
- したがって、知事・市長はもとより、行政として確定した案ではない。

【現 状】 大阪府と大阪市が、ともに広域機能を担っている

制度設計の基本は広域自治体と基礎自治体の『役割分担』の明確化

大阪都市圏の集積・広がりをつまえ
広域の視点、統一戦略で取り組むべき
広域機能は広域自治体に一元化

住民に身近な行政については、
“基礎自治体優先”の原則のもと、
基礎自治体ができるだけ担っていく

「新たな広域自治体」

世界的な都市間競争に打ち勝つ『強い大阪』を実現

■ 役割

大阪都市圏の“成長”を支える

- ・ 大阪全体の成長、発展に向けた統一的な戦略、計画づくり、統一戦略に基づく産業政策の推進など
- ・ 府域トータルの視点での交通インフラの整備など、選択と集中による事業展開

大阪全体の“安心・安全”の確保

- ・ 基礎自治体のバックアップ機能の発揮
- ・ 大規模災害への対応のための防災体制の強化

「特別区」

住民の参政・参画のもと、だれもが生涯にわたって
生き生きと暮らすことができる『やさしい大阪』を実現

■ 役割

住民に最も身近な存在として、地域の安心・安全を支える

- ・ 公選区長、区議会のもと、福祉・保健などの住民に身近な行政サービスを総合的に提供
- ・ 地域の実情に応じた特色ある施策展開を図る（自主性・自立性の発揮）

上記役割分担に基づき、“中核市並みの権限”を基本に、府市の事務事業・機能を最適化する観点で、「広域自治体」と「特別区」に仕分け

【 8 事務事業】

《第 4 回・第 5 回協議会》

児童相談所

義務教育
(小中学校)

都市計画

下水道

消 防

保健所
保健センター

国民健康
保険

生活保護

事務分担の検討の方向性
効果・課題等の協議

協議で示された視点・考え方に基づき
約2千1百の事務事業の仕分けを進めていく

「中核市並みの権限」とは、中核市権限を基本としながらも、
住民に身近な事務については、政令市の権限であっても特別区が担う場合もある
一方、成長に関わる事務については、一般市権限であっても広域自治体が担う場合もある

	保健衛生	福祉	教育・文化	環境	まちづくり	治安・安全・防災
道府県	麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時的予防接種の実施 特定毒物の製造許可	保育士・介護支援専門員の登録 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 博物館の設置の登録 重要文化財等の管理に係る指揮監督 埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理	工業用地下水の採取の許可 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 浄化槽工事業・解体工事業の登録	都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 海岸保全区域の指定、管理 地すべり防止区域の管理	警察（犯罪捜査、運転免許等）
指定都市	精神障がい者の入院措置 動物取扱業の登録	児童相談所の設置	県費負担教職員の任免等の決定 遺跡の発見に関する届出の受理	建築物用地下水の採取の許可	区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川（一部）、2級河川（一部）の管理	
中核市	保健所の設置 国民健康・栄養調査の執行 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 犬・ねこの引取り 旅館業・公衆浴場の経営許可 理容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可[未施行] 毒物・劇物の販売業の登録	保育所・養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定（一部を除く） 第一種社会福祉事業の経営許可・監督 障がい福祉サービス事業者の指定 身体障がい者手帳の交付 母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け	県費負担教職員の研修 重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理 土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定 浄化槽の設置の届出の受理	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	
特別市				一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可	
市町村	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期的予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可	保育所の設置・運営 生活保護 （市及び福祉事務所設置町村が処理） 養護老人ホームの設置・運営 障がい者自立支援給付（一部を除く） 身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託 介護保険事業 国民健康保険事業 母子健康手帳の交付 子ども手当の支給	小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員のサービスの監督、勤務成績の評定	一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	上下水道の整備・管理運営 下水道の整備・管理運営 都市計画決定 都市計画決定 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理	消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等 （その他） 戸籍・住基